

# 消費税法等の改正に伴う建設工事に係る 「最低制限価格」・「調査基準価格」の基準額算定について

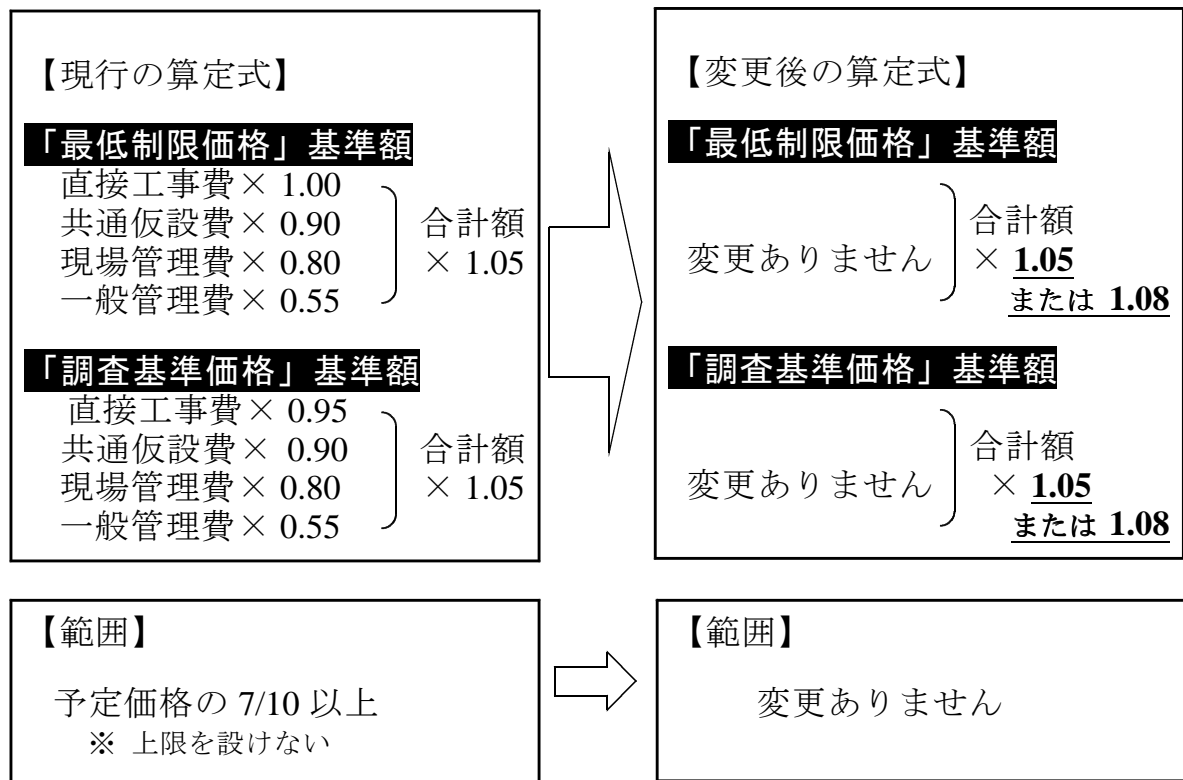
本県における建設工事に係る「最低制限価格」・「調査基準価格」の基準額については、国土交通省における低入札価格調査基準価格の算定式（以下「国の算定式」）に準拠しています。

但し、「最低制限価格」の基準額算定式における直接工事費に乗じる率については、引き続き本県独自の係数としています。

今般、消費税法等の改正に伴い、算定式の消費税等の税率が変更となります。

## 変更内容

入札公告等に記載している工期（委託業務の場合は業務期間）が、「平成26年3月31日」までの場合、直接工事費等の合計額に乗じる消費税等の税率については「1.05」となり、「平成26年4月1日」以降の場合は「1.08」となります。



※「最低制限価格」とは、予定価格が1億円未満の工事に設定しており、この価格を下回ると自動的に失格となる価格であり、基準額にランダム係数に乗じて算出する。  
また「調査基準価格」とは、予定価格が1億円以上の工事に設定しており、契約内容に適合した履行ができるかどうかの調査（低入札調査）をする基準となる価格であり、基準額にランダム係数に乗じて算出する。

**適用時期** 平成25年10月10日以降公告分の建設工事から適用